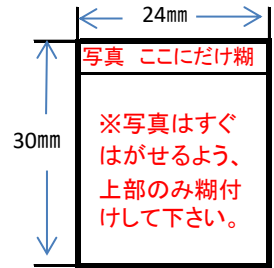


## 「普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習」申込要領

1 定員	40名。講習初日の3か月前から受付けます。		
2 受講費用	<b>15,620円</b>		
	内訳 ①受講料 12,300円(本体11,182円+税) なお、講習開始前までは講習の取消・変更が可能ですが、講習開始3業務日前以降は原則取消・変更手数料が必要となります。		
	②教材費	2,200円 (次の2冊が教材となります。)	
		・普通第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト 1,049円(本体954円+税) ・ボイラー及び圧力容器安全規則 1,151円(本体1,047円+税)	
	③送付手数料	610円	
		・受講票等送付手数料 100円(本体91円+税) ・教材等送付手数料 510円(本体464円+税)	
	④送付手数料・修了証送付手数料 510円(本体464円+税)(窓口受取の場合は必要ありません。)		
3 写真	(1) 写真の大きさは次のとおりです。(PC印刷等退色の恐れのあるものはお避け下さい。) タテ 30mm ヨコ 24mm 脱帽 上三分身 無背景 (2) 裏面に氏名と講習名をお書き下さい。		
4 申込方法	次の(1)、(2)、のいずれかの方法により、お申込み下さい。		
	(1) 郵送	受講費用を下記の振込先にお振込の上、 <u>振込控(利用明細等)の写し</u> を申込書下方に貼付の上、講習日の3日前(土日休祝を除く)まで(必着)に、申込書及び本人確認証を郵送して下さい。	
	(2) 窓口	<b>当面窓口申込みを休止</b>	
受講票等	郵送でお申込みの場合は、受講票、教材等を勤務先又は住所地に送付いたします。勤務先・住所地以外に送付希望の場合は、その旨申込書連絡事項欄にお書き下さい。		
5 振込先	次のいずれかの金融機関にお振込み下さい。 (なお、専用の振込用紙はありません。金融機関備付の振込用紙かATMをご利用下さい。)		
	みずほ銀行	支店	新橋中央支店
		口座番号	普通 2037771
		口座名義	一般社団法人 日本ボイラ協会東京支部
	ゆうちょ銀行	口座記号番号	00160-0-138730
		加入者名	一般社団法人 日本ボイラ協会東京支部
	ゆうちょ銀行 (他の金融機関から振り込む場合)	店名・種目	〇一九店(ゼロイチキュウ店) 当座
口座番号		0138730	
加入者名		一般社団法人 日本ボイラ協会東京支部	
6 郵送先	一般社団法人 日本ボイラ協会 東京支部		
	住所	〒105-0004 東京都港区新橋 5-3-1 JBAビル 2階	
	電話	03-5425-7770	
	F A X	03-5425-0025	

※講習内容 講習日程、講習場所、締切状況等については、ホームページの該当ページをご覧ください。

2枚目が「申込書」になっています。



「普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習」申込書

(勤務先欄は個人で申し込む場合は無記入でも結構です。)

★受付 No.は記入不要

受講希望日	第 回	年 月 日～	月 日	★受付	
ふりがな				生 年 月 日	
氏 名				年 月 日	
住 所	〒 -	携帯(固定)電話 ( )			
	※日中連絡が取れる番号をご記入ください。				
勤務先名	※勤務先送付をご希望の場合、部署名まで明記願います。				
所 在 地	〒 -	電話 ( )			
受講票・教材送付先 (どちらかに○)	勤務先・住所地	連絡事項			

申込 年 月 日 ※担当部署・担当者名をご記入願います。  
 申込み氏名(※受講者本人の場合は不要)  
 お買い求めの教材に○をつけてください。

受 講 料			12,300円 (本体11,182円+税)
教材	①普通第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト	教材 必須	1,049円 (本体954円+税)
	②ボイラー及び圧力容器安全規則		1,151円 (本体1,047円+税)
送付 手数料	教材有(受講票・受講のご案内及び教材を送付するための費用です)		610円 (本体555円+税)
	教材無(受講票・受講のご案内のみを送付するための費用です)		100円 (本体91円+税)
	修了証送付有(修了証を送付するための費用です)		510円 (本体464円+税)
合 計			円

本申込書に本人確認証(上記氏名、生年月日及び住所を確認できる書類、自動車運転免許証の写し(表および裏)、住民票(原本)等)を提出して下さい。

1 この申込書は講習の目的以外には使用しません。

# 振込控貼付欄

振込控がこの欄に貼りきれない場合は、2枚目として貼付用紙もお送り下さい。

# 『本人確認証』 『振込控』貼付用紙

## 『本人確認証』とは

本人確認証とは氏名、生年月日及び住所を確認できる書類(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの)です。

次の(1)～(5)のいずれかの書類(注)が本人確認証となります。

- (1) 自動車運転免許証の写し(表裏)
  - (2) 住民票又は住民票記載事項証明書(原本)
  - (3) 健康保険被保険者証の写し(表裏)
  - (4) 労働安全衛生法関係各種免許証の写し(表裏)
  - (5) その他氏名、生年月日及び住所が記載されている身分証明書等の写し
- (注) 住所の記載がない書類の場合は、他に本人の氏名と住所が記載された郵便物等のコピーが必要です。
- (4)の「労働安全衛生法関係各種免許証の写し」で住所変更した場合も同様です。
- (注) 技能講習修了証は本人確認証にはなりません。